

# 法人 くまがや

第212号

法人会  
消費税期限内納付  
推進運動

## 目次

- 1 頁……表紙 寄居町「冬」 写真提供：寄居町観光協会
- 2 頁……会長訪問 「株式会社新井機械製作所」  
代表取締役社長 新井進二様 熊谷法人会
- 3 頁～4 頁 寄 稿 「新しい寄居が動き出す!!」  
寄居町長 藤岸克明様
- 5 頁～6 頁 税金の納付は「ダイレクト納付で業務効率化!」  
熊谷税務署
- 7 頁……法人関係税及び法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税納付書について  
埼玉県熊谷県税事務所
- 8 頁……寄 稿 「インボイスよ、どこへ」  
関東信越税理士会 熊谷支部 櫻澤 敦博
- 9 頁……行事報告 熊谷法人会
- 10 頁～12 頁 「法人会からの提言」・広告 全国法人会総連合
- 13 頁……事務局日誌（広告）・お知らせ 熊谷法人会
- 14 頁……全面広告 熊谷法人会

題 字……妻沼聖天山歓喜院 院主 鈴木英全師書



## 寄居町「冬」

写真提供：寄居町観光協会

「財政健全化のための健康経営プロジェクト」推進中

発行日 令和4年11月20日  
 発行人 (公社)熊谷法人会  
 会長 中澤 実  
 発行所 熊谷市宮町1-35  
 〒360- 電 話 525-6035  
 0041 F A X 525-8141  
 発 行 年6回(1,3,5,7,9,  
 11月の20日)

## 訪問記

## 会長訪問

株式会社 新井機械製作所

代表取締役社長 新井 進二 様

今回、9月13日(火)中澤会長による会社訪問は、新井進二氏が代表取締役社長として経営されております「株式会社新井機械製作所」様を訪問致しました。



中澤会長 新井理事

## 中澤会長

本日は事務所リニューアル日ということでご多用のところお時間を頂きありがとうございます。新井さんには当会の常任理事・厚生副委員長としてご尽力いただいております。

まずは御社の創業についてお聞かせ願えますか。

## 新井理事

創業のきっかけはレンガ職人であった祖父が結婚を機に煎餅の製造を始めたことです。当時の機械は故障やトラブルが多かったので、不都合をなくすため先代である父が煎餅製造の設備を作り始めたことが創業で、70周年になります。

## 中澤会長

煎餅というと1枚1枚手焼きするイメージでしたが機械で作っているのですか。設備は大きなものなのですか。

## 新井理事

煎餅の製造は作業工程が多く、製粉・蒸す・練る・成形・焼く・乾燥・味付など、15工程以上はあります。また、種類によっては乾燥の機械だけでも長さ100mの機械を使用するものもあります。設備一式をそろえるとかなり大きな設備なので輸出の際は大変です。

## 中澤会長

それほど多くの作業工程があれば設備も大きくなりますね。海外でも煎餅が作られているとは知りませんでした。

## 新井理事

煎餅と言っても日本のような硬く焼いたものではありません。国・地域によって好みなども変わってきます。例えば東南アジアなどは甘めで柔らかいソフト煎餅のタイプが人気ですが、アメリカやオーストラリアなどは薄くて軽いクリスピータイプの薄焼きが人気です。

## 中澤会長

色々な種類にも対応できる機械があるのですか。次に御社の経営方針や理念をお聞かせいただけますか。

## 新井理事

当社は事業理念と経営理念があります。事業理念は何をする会社なのかを把握するため「米を原料とする食品の技術・設備市場の領域を深化・拡大する。蒸練・焼成・乾燥技術の領域を深化・拡大する。」としております。そして経営理念では最終的に何を目標にするかを考え「『豊かな経験と顧客ニーズを形にする想像力』で食品メーカーを支える開発型機械メーカー」としています。

## 中澤会長

しっかりとしたビジョンをお持ちなのですね。それでは、仕事の現況についてお話し頂けますか。

## 新井理事

今見ていただいた通り、本社の事務所をリニューアルしています。工場として使用していた建屋に事務所とラボを作ります。

ラボにも力を入れていて、機械を展示するだけでなく、実際に試せるようになっています。

## 中澤会長

その場で機械を触ってみるといのは面白いですね。将来に向けて考えていることはどんなことですか。

## 新井理事

先ほどの事業理念で話したように米を原料とする食品加工の深掘りとして、麺やお菓子など米を原料とする食品加工。また横の展開として、加工技術のみかす・焼く・などの設備を生かして和菓子やビスケットへの応用など、米菓以外の設備も考えています。

## 中澤会長

目指すところは食品加工機械の製造なのですね。話は変わりますが、今までにご苦勞なされたことは何かございますか。

## 新井理事

中国への輸出の際は大変でした。中国の方々には商売が上手なので、納品やメンテナンスもかなり細かいことにも気をつけて対応した事ですかね。そこから東南アジアへの取引につながったことは良かったと思います。

## 中澤会長

大きい機械ですから海外への納品も大変なのですね。ところで座右の銘があれば教えて頂けますか。

## 新井理事

個人的な座右の銘はありませんが、会社のスローガンとして「40億経由100年企業」を目指しています。

## 中澤会長

最後に法人会についてお聞かせ願えますか。

## 新井理事

役員の皆様の中でも色々な経験をしている方が多いのでそういった講演をしていただくのもいいと思います。法人会は税の啓蒙活動が中心になるので税知識の研修も必要ですが、よき経営者としての勉強会も開催すれば活動にメリハリが付き活性化するのではないかと思います。

## 中澤会長

本日はお忙しい中、長時間ありがとうございました。大変興味深く拝聴させていただきました。今後も法人会へのご指導をお願い申し上げますと共に、貴社の益々のご発展をご祈念申し上げます。



# 『新しい寄居が動き出す!!』

寄居町長 峯岸克明



## 寄居町が第2位に!!

皆さま、こんにちは。  
本年8月28日付をもちまして、寄居町第8代町長に就任いたしました峯岸克明でございます。どうぞよろしくお願

いたします。

私も町長就任までは寄居町の事業者として、熊谷法人会会員でありました。寄居支部におきましては、荻野真仁支部長（本会副会長）をはじめ、役員の皆さまのご尽力により、会員240社をもって活発な活動を展開いただいております。

税務知識の普及や納税意識の高揚といった会本来の目的はもちろん、地域企業や地域社会の発展にも多くの事業を通してご貢献いただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

また、小学生に対する「税に関する絵はがきコンクール」は、税の大切さや税の役割を身近なものとして学ぶ大切な機会となっております。

寄居町におきましては、令和3年度、個人住民税納税率アップ部門で県下63市町村中第2位となり、埼玉県知事から表彰をいただきました。これもひとえに、納税に対する啓発に努めていただいている皆さまのおかげであると思っております。ありがとうございました。

## 出でよ、挑戦者

私が目指す寄居町の将来像は、一言で言

うなら「誇りある美しい町、寄居」を皆さまとともに作りたい、ということであり

ます。  
少子化に伴う人口減少、働き手、社会の担い手不足、高齢化に伴う福祉制度の充実の必要性など、これまでの日本の歩みと違う、これまでの延長線上にない局面に対応するためには、前例踏襲だけでは立ちゆかなくなるのは明らかであります。

そのためには、産業面にしろ、社会面にしろ、イノベーションを起こすような新たな挑戦者が現れることが必要であります。官民間わず「新たな挑戦を応援できる町」を目指し、その土壌をしっかりと町に根付かせてまいります。

これからの寄居町を考えた時、私が政策の柱と考えるのは、①少子化に歯止めをかけること、②町民の皆さまの家計を豊かにすること、③教育の充実を図ること、④健康長寿の増進を図ることの4点であります。

個々に独立した分野のように捉えられるかもしれませんが、いずれも密接に関連した分野であり、これらを高めてゆくことが、ひいては町の発展、町民の皆さまの暮らしやすさ、満足度向上につながるものと考えております。

また、寄居町だけでなく、埼玉県内を広く見渡してみますと、県南と県北、特に圏央道の内側と外側において、地域経済をはじめとするさまざまな分野でその格差が大きくなっているように感じます。県北においては、各市町村の利害にとどまらず、大きな視点で結束を強めてゆくことが重要であると思います。

## 寄稿

## ようこそ寄居町へ!!

今、寄居町では内閣総理大臣の認定を受け、全国の町村としては初めての「中心市街地活性化」事業に取り組んでおります。5カ年計画でのハード部分の整備が令和4年度をもって完成いたします。

開業以来120年振りとなる寄居駅南口駅前整備に始まり、駅前拠点施設「Yotteco（ヨッテコ）」それに続く広場である「YORIBA（ヨリバ）」も多くの皆さまの公募により名称が決まりました。また、拡幅された道路は電線地中化により空が一段と広くなります。

まっすぐ見通せる大路の先は荒川に面した紅葉美しい雀宮公園。歌舞伎の名優・七代目松本幸四郎丈の別荘「武州寄居雀亭」が存在した場所として知られ、現在は東屋とともに曾孫にあたる十代目松本幸四郎丈の座右の銘である「守破離」の碑が建立されています。

また、公園から荒川に降りる親水遊歩道、玉淀河原の親水広場も整備されました。

対岸の断崖絶壁の上には日本百名城に数えられる中世の名城、鉢形城があります。毎年5月の寄居北條まつりでは、500人の武者隊パレードと、1590年の合戦を再現した、北条軍対豊臣軍による攻防戦の舞台にもなります。さらに、毎年8月には関東一の水祭りと呼ばれる寄居玉淀水天宮祭では、そのロケーションの素晴らしさと花火、船山車の競演により県内外から多くの方々にお越しいただいております。

他にも寄居町の清流、風布川・日本水は「名水百選」に、日本水の森は「水源の森百選」に指定されるなど、町全体が“水の郷”となっております。また、埼玉県立川の博物館には日本一の大水車もあります。

新たな寄居駅前拠点施設「Yotteco（ヨッテコ）」内には移住・定住をお考えの方への相談コーナーも充実させてゆく予定です。

皆さま、“名水と歴史のまち、寄居”へぜひお出かけください。



完成が待たれる寄居駅南口



雀宮公園 東屋と「守破離」の石碑



『現代に甦る戦国絵巻』寄居北條まつり



『関東一の水祭り』寄居玉淀水天宮祭

税金の納付は

簡単・便利な

# ダイレクト納付で 業務効率化!

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税e-Taxキャラクター：イーザキ



eLTAXキャラクター：エムレンジャー

## BEFORE

これまでは…



- ☑ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ☑ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ☑ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ☑ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ☑ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…



## AFTER

これからは



- ☑ オフィスや自宅からPCで納付できます!
- ☑ 窓口で待たなくてもいい!
- ☑ PCで申告から納税まで一度でできます!
- ☑ 即時又は納付日を指定して納付ができます!
- ☑ (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能!



## 税務署



## ダイレクト納付を始めるには？

## 国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に  
預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- ☑ (初めてのの方は) e-Taxの利用開始手続からスタート！
- ☑ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！  
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

## 地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に  
預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納税対応金融機関

- ☑ (初めてのの方は) eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から利用開始手続スタート！
- ☑ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！



◀詳細はこちら

※地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PCdeskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。



## ダイレクト納付の利用方法

## 国税の場合は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。

## 4 納付状況を確認する

※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP  
[Web-Tax-TV]



手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。  
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

## 地方税の場合は

- 1 PCdesk(DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。
- 2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する
- 3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。

## 4 納付状況を確認する

※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk  
マニュアル



手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。  
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



## 法人県民税及び法人事業税・特別法人事業税 又は地方法人特別税納付書について(再稿)

法人県民税及び法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の納付のため、埼玉県ホームページ(ページ番号検索「207011」クリック)では、表計算ソフト(エクセル)を使用した「納付書作成ファイル」を掲載しています。

### <納付書作成ファイル入力シート>

<p>法人 県 民 税 特 別 法 人 事 業 税 地 方 法 人 特 別 税</p> <p>納 付 書 ②</p> <p>日 起 簿 号 80460-5-903118</p> <p>納 入 者 名 埼玉県知事事務所</p>	<p><b>必須項目の入力漏れがあります。入力項目①～⑦の内容をご確認ください。</b></p> <p>記載注意点・入力項目について</p> <p>入力項目チェック</p> <p>① <input checked="" type="checkbox"/> 所在地: 法人の主たる事務所の所在地を入力してください。なお、発行は、Alt+Enterで、行えます。</p> <p>② <input checked="" type="checkbox"/> 会社名: 法人名を入力してください。</p> <p>③ <input checked="" type="checkbox"/> 年度: 申告書提出日が属する年度を前期で入力してください。(例)令和3年の場合は「3」と入力してください。</p> <p>④ <input checked="" type="checkbox"/> 税率: 申告をする課税率を選択プルダウンから選択してください。表1参照</p> <p>⑤ <input checked="" type="checkbox"/> 納税番号: 埼玉県で付与した⑤種の納税番号を入力してください。※納税番号とは申告書の右上に記載の納税番号又は管理番号をいいます。※納税番号が不明な場合は、発用事務所にご連絡ください。</p> <p>⑥ <input checked="" type="checkbox"/> 当事業年度: 和暦で入力してください。</p> <p>⑦ <input checked="" type="checkbox"/> 納付区分: 納付区分をプルダウンから選択してください。表2参照</p>																				
<p>所在地(法人主たる事務所)</p> <p>〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇</p> <p>〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇</p>	<p>&lt;①～⑦の金額について&gt; 黄色欄に納付する金額をそれぞれ入力してください。なお、緑色の各「計」欄及び「合計」欄は自動計算のため、入力できません。</p> <p>*⑧以下については、任意に入力してください。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>納税区分</th> <th>税率</th> <th>事業年度の所得</th> <th>課税</th> <th>納税番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1</td> <td>20%</td> <td>1000000</td> <td>200000</td> <td>1234567</td> </tr> </tbody> </table>	年度	納税区分	税率	事業年度の所得	課税	納税番号	令和3年度	1	20%	1000000	200000	1234567									
年度	納税区分	税率	事業年度の所得	課税	納税番号																
令和3年度	1	20%	1000000	200000	1234567																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>金額</th> <th>課税</th> <th>納付区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人県民税</td> <td>1000000</td> <td>200000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特別法人事業税</td> <td>1000000</td> <td>100000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>1000000</td> <td>100000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3000000</td> <td>400000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	品目	金額	課税	納付区分	法人県民税	1000000	200000	1	特別法人事業税	1000000	100000	1	地方法人特別税	1000000	100000	1	計	3000000	400000	0	
品目	金額	課税	納付区分																		
法人県民税	1000000	200000	1																		
特別法人事業税	1000000	100000	1																		
地方法人特別税	1000000	100000	1																		
計	3000000	400000	0																		

○ 埼玉県ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/>) では、県税に関するホームページで掲載可能な各種様式を掲載しています。なお、「納付書作成ファイル」は下記の方法によりダウンロードできます。

① キーワードで検索

② ページ番号で検索

いずれかで

○お問合せ先 熊谷県税事務所 TEL 048-523-2036

税理士会

## インボイスよ、どこへ

関東信越税理士会 熊谷支部 櫻澤 敦



今回この寄稿の依頼をいただき時期的にちょうどいいのではと思い、インボイスに関することを書こうと決め、あらためて調べてみました。

令和5年10月1日よりいわゆる「インボイス」の導

入が予定されています。

このインボイスとは、消費税を目的とした、特別な請求書のことを言います。

最近の新聞などによると、消費税を納めている事業者の約3割程度しかインボイスの対応ができていないと報道されています。対応できていない理由として約半数の方が「制度が複雑でよくわからないから」と回答しています。

また、別の新聞では「インボイス、周知課題に」と大きな見出しが目につきました。記事を読むと、やはり同じく事業者のインボイスの準備があまり進んでおらず、インボイスの周知徹底を求めるものでした。

これについては、思い当たるふしがあります。先日、用があって税務署へ行ったのですが、入り口近くにインボイスに関する小冊子が平積みにしてありました。しかもすぐ隣には、目立つように赤をバックに白い文字で「インボイス制度説明会開催中!!」とQRコード付きの紙が入ったポケットティッシュが置いてありました。せっかくなので一ついただいてきたのですが、どこか隅散としていて、ここでもインボイスの周知に苦心している様子が窺えました。

確かにインボイスという普段聞きなれないカタカナの用語は、なかなかイメージしづらいという方が、私を含め多いのではないかと思います。

このわかりづらさが、不安となってインボイス

がなかなか浸透しない一因かと考えられます。

そうかといって、わかりづらさにかけては定評のある税法の言葉では、なおさらイメージがわからないものと思われます。ちなみに、今回のインボイスの導入ならば「消費税の仕入税額控除の要件が適格請求書等保存方式へ変更」いった具合です。何かの経典かと思間違えるほどです。

日本税理士会連合会が、インボイス導入の延期や柔軟な運用を国に求めていることも見過ごせません。

国は推進し、税理士会は延期を含めた再検討を要求しています。

決めた以上はインボイスの導入に向かって邁進し、まずは知ってもらうために努力すべきというのもわかります。また、新型コロナウイルスが概ね解消され、生活が安定するまではインボイスの導入は延期すべきというのもわかります。

誤解してほしくないのは、意見が割れるのは必ずしも悪いことではありません。むしろ、議論が息づいてきます。

そもそも、今回のインボイスの制度は、それを実際に用いる事業者ひとりひとりの協力はなしには成立しません。したがって、事業者を抜きにした議論はありえません。

インボイスは、今後のひとつの試金石となるかもしれません。

我々税理士は、その職業柄、税を通して世の中の動きを見ます。今回のインボイスを通してどのような社会が見えてくるのか。インボイスの行方を見続けていきたいと思います。

もし、これを読んで少しでも興味を持ってもらえたら、税務署にインボイスの小冊子が置いてあるので手に取ってみてください。

今これを読んでくださっている方々と同様、我々税理士にとってもインボイスは初めてのことです。

共に参んで行けたらと思っております。



# 第38回 法人会全国大会(千葉大会)開催

行事報告

日 時：令和4年10月13日(木)  
会 場：幕張メッセ幕張イベントホール

去る10月13日(木)に、第38回法人会全国大会(千葉大会)が開催されました。

今年は、政府や開催地等のイベント開催に係る方針に基づき、新型コロナウイルス感染防止につとめながら大会・懇親会とも着席・座席指定制とし、受付等では三密を避ける等、参加者の安全面・健康面を配慮し、開催されました。

来賓に、阪田国税庁長官、熊谷千葉県知事、神谷千葉市長、佐久間千葉県商工会議所連合会会長、秦千葉県商工会連合会会長、和田千葉県税理士会会長等多くのご来賓をお招きし、開催されました。

第一部「記念講演」では、テレビ等でお馴染みのキャスター・ジャーナリストの「安藤優子」氏をお招きし、「女性がテレビで働くということ」と題して、ご講演を頂きました。政界の大物議員との初取材場面での大変苦勞された話や、海外での取材レポートについて現実味のある大変有意義なご講演を頂きました。

第二部の式典は、「税制改正の提言の報告」が行われ、全国法人会連合会野坂筆頭副会長より、大会宣言が発表され式典が無事に終了致しました。



幕張メッセイベントホール前



阪田国税庁長官ご挨拶



主催者挨拶：小林会長



記念講演会：安藤優子氏

## 令和5年度 税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を

## 令和5年度 税制改正に関する提言(要約) 基本的な課題

### 1. 税・財政改革のあり方

- コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
- すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

#### 1. 財政健全化に向けて

- これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信託が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
- 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。  
また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

### 3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず随より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

### 5. 今後の税制改革のあり方

## II. 経済活性化と中小企業対策

- 我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

#### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

#### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

#### (3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を用いるに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（風課期日）が迫った申請や認定について強力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

### 2. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

### 3. 消費税への対応

●消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという点、税制の簡素化、税務執行コストおよび税取確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

## Ⅲ. 地方のあり方

●一般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

●地方自身がそれぞれの特徴や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## Ⅳ. 震災復興等

●これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

●また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

## Ⅴ. その他

### 1. 納税環境の整備

### 2. 環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

### 3. 租税教育の充実

## 税目別の具体的課題

### 1. 法人税関係

#### 1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

### 2. 所得税関係

#### 1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

### (3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

## 2. 少子化対策

### 3. 相続税・贈与税関係

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

### 4. 地方税関係

#### 1. 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく垂え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

#### 2. 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

#### 3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

#### 4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

### 5. その他

#### 1. 配当に対する二重課税の見直し

#### 2. 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

#### 3. 電子申告

「生きる」を創る。

**Affac**

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

**アフラック** 埼玉総合支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

事務局日誌・お知らせ

今後の予定

月日	内 容	会 場
11月22日	税政懇話会	知事公舎
24日	新入社員フォローアップ研修	オンライン開催
24～25日	全国青年の集い「沖縄大会」	沖縄アリーナ
27～28日	役員県外研修会	岐阜方面
29日	県運「記念講演会」：河村直樹氏	新都心合同庁舎1号館
12月1日	局連事務局職員担当者研修会	オンライン開催
8日	県連青連協正副会長会議	ブリランテ武蔵野
13日	租税教室	別府小学校
14日	県連女連協正副会長会議	ブリランテ武蔵野
10月10日	祝務相談日	熊谷商工会議所
19日	税に関するおはねびコンクール審査会	熊谷法人会事務局2F
20日	租税教室	寄居小学校
2月7日	祝務相談日	熊谷商工会議所

注：尚、新型コロナウイルス感染状況により開催の可否、開催場所の変更、並びに書面開催等になる場合がありますので、事務局にご確認下さい。

【新入会員ご紹介】2022/10/17現在

新しい仲間です！ 宜しくお願い致します。

支店名	法 人 名	所在地	業 種
熊 谷	株 式 会 社 M i m ' s	熊谷市久下	内 務 仕 上 業
深 谷	有 限 会 社 村 井 保 険 事 務 所	深谷市富岡寺	保 険 業
岡 部	有 限 会 社 栄 進 工 業	及び熊谷市	土 木 建 設 業

熊谷市・深谷市・寄居町からのお知らせ

給与支払報告書・源泉徴収票

の提出は *eLTAX* で !!



eLTAXを利用することで、給与支払報告書等を複数の地方公共団体へ一括して送信することができます。

また、地方税共通納税システムでは、令和5年4月1日から電子納税の対象税目が拡大されます。

ご自宅やオフィスからインターネットを通じて行える、便利なeLTAXをご利用ください。

※詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

◆お問い合わせ先 eLTAXヘルプデスク 電話：0570-081459  
(つながらない場合：03-5521-0019)

エコキャップ回収実績について

熊谷法人会女性部会が平成24年度より開始いたしました「エコキャップ回収事業」も10年を迎え、お陰様をもちまして、9月末累計で下記の回収実績となりました。

9月末：3,310,755個の回収実績



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、

企業保障の大きな傘で

会員のみなさまをお守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

埼玉支店/  
埼玉県さいたま市大宮区古曽町1-23-1(大同生命大宮ビル2F)  
TEL 048-641-0307

**AIG** AIG損害保険株式会社

AIG支店 埼玉支店/  
埼玉県さいたま市大宮区大門前3-54(富士火災大宮ビル)  
TEL 048-641-4050

広 告



**空から充へ**  
— 空から空へ出よう —

インテリア専門会社  
**中研-タリア株式会社**

■本社  
〒300-0024  
茨城県取手市3-2-17  
TEL 048-624-1418

■支店  
さいたま市-日通  
高槻市-本町5



**Future**  
未来に羽ばたく地域産業  
プロデュース企業

**吉見グループ株式会社**

本社：〒300-0022  
埼玉県深谷市南町2-4-18  
〒300-0022 深谷市南町2-4-18  
TEL: 048-528-3330

吉見商事株式会社	株式会社リンスーフーズ	株式会社ヤマナ
株式会社スミルプザ	株式会社コンシメーション	株式会社吉見食品

パッケージを通じてお客様のお役に立ちます

**株式会社 ホリケイ**

包装資材・厨房用品・店舗用品・物流資材

事業本部  
熊谷市御穂ヶヶ原907-6 TEL 048-532-1189  
FAX 048-533-5900

**パッケージプラザホリケイ**  
深谷市稲荷町2-1-41 TEL 048-571-0457

- 総合ビルメンテナンス
- 空調業務
- マットモップレンタル
- ハウスクリーニング
- 電気冷暖房設備
- 総務管理
- 給排水衛生設備
- 清掃資材販売



技術と信頼で奉仕する  
**近代ビル管理株式会社**

〒369-0213 埼玉県深谷市針ヶヶ谷767-3  
TEL 048-585-1588 FAX 048-585-5589

農産の野菜・情産品販売

**島田青果株式会社**

埼玉県深谷市豊和町916番地  
TEL 048-588-0254  
<http://www.shimadaseika.com/>



新国 工場指定 選材材木

JIO 日本仕宅保証検査機構の登録ビルダー

**株式会社 酒井材木店**

本材・建材プレカット、承継り、DIY

〒389-0203 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1386  
TEL: 048-581-4554 FAX: 048-581-9932  
URL <http://www.sakaizaimoku.co.jp>  
E-mail: tsukui@sakaizaimoku.co.jp

～資源物リサイクルの回収・加工・販売の  
全工程を自社ネットワークで完結～

**永田紙業株式会社 <NR-G>**

本社：深谷市長任家 198 / TEL 048-583-2141  
深谷：深谷市幡羅町 1-15-3 / TEL 048-570-2141  
深谷 岡部：深谷市柳引 98 / TEL 048-551-2141  
木庄/群馬前橋/前橋中央/太田豊原/鎌倉/深谷岡部/大泉/  
嵐山/足利/熊谷/栃木/神戸 全15事業所

【関連企業】  
明成物流株式会社/物流機器レンタル株式会社  
/NR株式会社/ヤマト・インダストリー株式会社  
(ジャスダック上場 7886) 紙2社

**Natural Space GRIM**



アウトドア空間で  
自然との触れ合い  
を楽しめます

- 貸し出し
- アウトドア設備
- お食事サービス
- イベント
- お祝いサービス

雨天OK  
NO 密空間

〒300-0241  
埼玉県深谷市南町2-4-18  
3005  
TEL: 048-528-3330  
FAX: 048-528-5639

**mf マルコーフーズ**  
株式会社

TEL 048-587-1200

深谷市新戒697-1

**法人会の理念**

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である。